

寒川町告示第88号

寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の8の規定に基づき、
次の指定工事店の指定を取り消したので、告示する。

令和5年6月28日

寒川町長 木村俊雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名
第158号	横浜市旭区鶴ヶ峰本町1-30-23	株式会社 カナエル	関口 剛